

奥州市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月27日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 千 葉 洋 一

奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和元年11月11日から13日まで

本監査 令和元年11月14日

(2) 監査の対象とした部課等名

市民環境部所管の予算執行を行う部課等

市民課、生活環境課及び危機管理課並びに各総合支所の地域支援グループ、市民生活グループ及び市民福祉グループ

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和元年度(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成30年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

| 部課等(機関)名 | 監査の結果 |
|----------------|---------------------------------|
| 市民課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 生活環境課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 危機管理課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 江刺総合支所地域支援グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢総合支所地域支援グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 胆沢総合支所地域支援グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川総合支所地域支援グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 江刺総合支所市民生活グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢総合支所市民福祉グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 胆沢総合支所市民生活グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川総合支所市民福祉グループ | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。